

くらしの情報誌

がじまる

2008

8

月号

平成20年 No.351

発行/沖縄県文化環境部県民生活課

電話 (098) 866-2187

沖縄県県民生活センター

電話 (098) 863-9212

お金の作文 大募集!

■主催：沖縄県金融広報委員会 ■共催：沖縄県・沖縄県教育委員会

テーマは“おかねやものを大切に、生かして使うこと”。学校や家庭でのできごとや、日頃感じていることを題材にして、自由に書いてみましょう!

応募資格

県内在住の小学生・中学生

応募のきまり

- ①小学生は400字詰め原稿用紙3枚以内
中学生は400字詰め原稿用紙3枚以上5枚以内
- ②原稿の本文冒頭1行目に**作品タイトル**、2行目には**学校名、学年、氏名**（ふりがな付きで）をはっきりと書くこと。
- ③学校単位で応募する場合は、**担当教師の氏名、担当教科**も記入すること。
- ④今回の応募以外、どこにも発表していない作品であること。

応募期間

■平成20年7月1日(火)～10月31日(金) ※当日消印有効

送り先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県文化環境部 県民生活課内 沖縄県金融広報委員会

☎ 098-866-2187

入選発表

■平成21年1月 ※応募作品は返却いたしません。

応募者全員に
参加賞贈呈!
(平成21年2月)

★県民生活課のホームページで、昨年の特選作品がご覧になれます★

平成19年度県民生活センター消費生活相談の概要

◆ 直近5年間ではじめて1万件を割りました

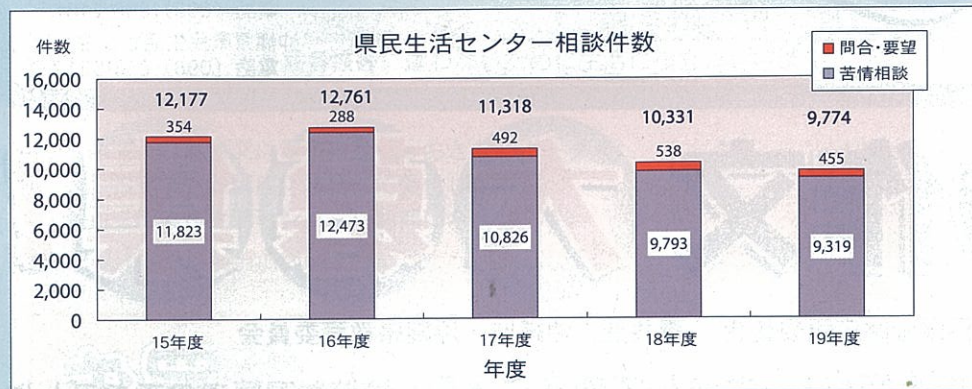
平成19年度の相談件数は9,774件（内訳：苦情9,319件 問合せ・要望455件）で、平成18年度の10,331件に比べ557件（前年比94.6%）の減少となり直近5年間ではじめて1万件を割りました。（グラフ：参照）

減少理由としては、商品・役務別で「商品一般（総合消費料金）」〈△397件〉、「サラ金・フリーローン」〈△164件〉、「エステティックサービス」〈△110件〉等の商品・役務で相談件数が減少したことがあげられます。逆に相談件数が増えた商品・役務は「イオン整水器」〈+182件〉、「外国語・会話教室」〈+119件〉などがあげられます。

ここ数年の相談件数の傾向は、平成16年度をピークに減少しており、その要因は架空請求・不当請求が各行政機関やマスコミ等の対策により、ピーク時より沈静化しているためと考えています。しかしながら、悪質な架空請求・不当請求もいまだにあり、その手口もますます悪質化・巧妙化して、自覚せずに被害に遭われている場合もあると考えています。

また、相談内容は悪質化・巧妙化する悪質商法や多様化するサービスに伴い内容も複雑化・多様化の傾向にあります。

※ 〈 〉内は前年度と比べて増減した件数



◆ 年代別の苦情相談の特徴

平成19年度の相談件数を年代別でみると商品を購入したり、サービスを受けたりする購買活動が盛んな20代（1,542件）・30代（1,952件）・40代（1,817件）の相談件数が多くなっており、全体の約57%を占めています。各年代にわたって相談件数の多い商品・役務は「サラ金・フリーローン」、「電話情報サービス」となっており、また各年代によってトラブルの多い商品・役務が異なります。

苦情ワースト12の契約当事者年代別

順位	商品・役務別	年代										合計
		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明		
1	サラ金・フリーローン	0	3	309	419	378	274	119	78	128	1,708	
2	電話情報提供サービス	6	240	347	295	161	66	15	2	21	1,153	
3	賃貸アパート・マンション	0	6	52	121	95	54	15	12	19	374	
4	イオン整水器	0	0	64	42	69	83	38	6	22	324	
5	オンライン情報サービス	2	26	64	100	73	21	7	2	11	306	
6	健康食品	1	2	70	29	46	51	33	42	16	290	
7	自動車	0	12	56	69	48	42	12	6	13	258	
8	商品一般	1	0	28	43	44	43	28	33	21	241	
9	相談その他	0	8	27	59	33	35	25	15	25	227	
10	外国語・会話教室	1	14	41	43	31	10	0	0	3	143	
11	エステティックサービス	0	0	69	43	12	5	2	0	4	135	
12	ねずみ講	0	0	4	5	13	44	34	12	7	119	
	その他	3	69	411	684	814	755	463	487	355	4,041	
	合計	14	380	1,542	1,952	1,817	1,483	791	695	645	9,319	

※各年代別の特徴

★20歳未満

「電話情報サービス」、「オンライン情報サービス」の相談が大半を占めています。

★20代・30代・40代

「エステティックサービス」に対する相談の約83%が20代・30代となっています。「外国語・会話教室」に対する相談の約80%が20代・30代・40代となっています。

★50代

「イオン整水器」の相談が最も多い年代となっています。

★70歳以上

「健康食品」の相談件数が多い状況です。（全体順位→6位 70歳以上→2位）

消費者トラブルに遭わないためには!!

※このような消費者トラブルに遭わないために、日頃から次のことに注意しましょう!

- ✓ 1 「無料」、「今ならお得」、「あなただけに」といった甘い勧誘を安易に信じない。
- ✓ 2 必要のない場合は、はっきりと断る。
- ✓ 3 「おかしい」と思ったときは、家族や友人に相談する。又は関係機関等に問い合わせをする。
- ✓ 4 個人情報の取り扱いは十分気をつける。
- ✓ 5 日頃から行政機関やマスコミなどの注意喚起に耳を傾ける。
- ✓ 6 クーリング・オフなどの消費生活に関する知識を身につける。



振り込め詐欺に注意!

県警のまとめによると、2007年に発生した振り込め詐欺は140件、被害総額は約9,830万円にのぼり、今年に入ってからもすでに75件、約5,317万円の被害が出ています(今年6月末時点)。沖縄県の特徴としては「融資保証金詐欺」が多いことがあげられ、去年は全体の62%(87件)を占めています。

また、新たな手口として「還付金等詐欺」も発生しています。

被害は若者から高齢者まで、誰にでも起こる可能性があり、相手もあらゆる手を使って陥れようとします。少しでも「おかしいな」と思ったら、自分だけで判断せず、周りに相談するなどして身を守りましょう!



振り込め詐欺の手口

■振り込め詐欺の手口は4つに分けられます。

①オレオレ詐欺

電話を利用して、親族、警察官、弁護士などを名乗り、交通事故や借金、痴漢等を理由に、その示談金等の名目で、現金を預金口座に振り込ませる等の方法により騙し取る方法。

●対策

- すぐにお金を振り込まない。まずは本人、警察等に連絡を!
- 親族をかたっている場合は、自分から相手の名前を呼ばず、相手に名乗らせる(本人確認のため)。

②架空請求詐欺

ハガキ、インターネット等を利用して、不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金(使った覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトの情報料等)を請求し、現金を預金口座等に振り込ませる等の方法により騙し取る方法。

●対策

- 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- こちらから相手に連絡したり、氏名や住所などの個人情報を知りたがらないようにしましょう。

③融資保証金詐欺

実際には融資しないにも関わらず、融資する旨の文書を送付する等して、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を預金口座に振り込ませる等の方法により騙し取る方法。

●対策

- 正規の貸金業者は、いかなる名目であっても融資を前提に現金を要求したりはしません。
- ハガキなどに記載された連絡先などが実在する業者のものなのか、電話番号案内やインターネットで確認してみましょう。

④還付金等詐欺

税務署や社会保険事務所、市区町村などの職員を名乗り、「(税金や医療費等の)還付金が支払われる」などと言って金融機関のATMに誘い出し、携帯電話で指示しながらATMを操作させて相手の口座に振り込ませる手口。

●対策

- 話をうのみにせず、まずは直接税務署などに確認しましょう。
- 税務署などが、ATMの操作方法を指示することはありません。

平成20年6月21日、「振り込め詐欺救済法」が施行されました。

振り込め詐欺などの犯罪に利用された口座を凍結し、口座に残っている犯罪被害資金を被害者の方へ返還することを定めた法律です。

概要

- 警察や被害者の方の連絡を受けて、金融機関が口座の取引を停止した後、預金保険機構のホームページ上で犯罪に利用された口座について周知します(最低60日間)。この手続きを経ると、口座名義人の口座に対する権利は消滅します。
- その後、預金保険機構のホームページ上で、被害者の方から資金返還の申請を受け付ける旨を周知します(最低30日以上)。被害者の方は、この期間内に資金返還の申請を行わなければなりません。

ポイント

- 被害に遭った場合は、警察・金融機関へすぐに連絡しましょう。また、資金返還の申請には振り込んだことを示す資料(控えなど)が必要になりますので、保管しておきましょう。
- 資金の返還額は、口座の残高、被害に遭われた方の数などにより変わるので、全額返還されるとは限りません。また、資金の返還には手続上、半年ほどかかります。

平成20年度 各種講座の御案内

県民生活センターでは消費者の自立支援、悪質商法による消費者被害の未然防止を目的に下記のとおり各種講座を行っています。講座の受講希望者、または、各団体等は、県民生活センターまでお問い合わせ下さい。

① 移動講座：要請のあった団体等に対し講師を派遣し、講座を行います。各種研修・学習会等にご利用下さい。

対象	講座内容	実施期間
中高生	県民生活センターの仕事、契約の基礎知識、中学生に多い消費者トラブル	随時
専門学生・大学生	県民生活センターの概要、若者に多い悪質商法とその対処法、クーリングオフなど	〃
高齢者	県民生活センターの概要、高齢者に多い悪質商法とその対処法、クーリング・オフなど	〃
民生委員・ホームヘルパー	高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐための周囲の対応方法などについて	〃
小学生・その他団体	消費生活に役立つ知識習得のために、簡易な実験を通して学習する	〃

② ぐらしのサポート講座：県民センター主催（場所：三重城合同庁舎内）で行う予定です。日頃の生活の中で役立つ知識の習得に最適です。

対象	講座内容	実施期間
消費者一般	※消費者被害に遭わないために生活に役立つ各種講座を予定しています。※詳細は未定	10月(予定)

●申し込み方法

◆移動講座：FAX又は電子申請（eおきなわポータル）<http://www.e.pref.okinawa.jp/>にてお申し込みになれます。

◆ぐらしのサポート講座：電話にて受付します。

※詳しくは県民生活センターにお問い合わせ下さい。TEL：098-863-9212

お買物ガイド



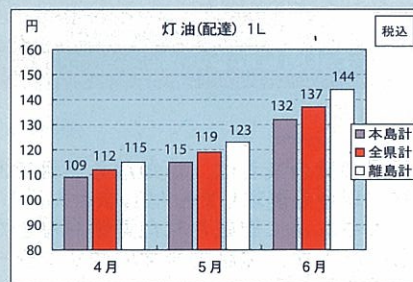
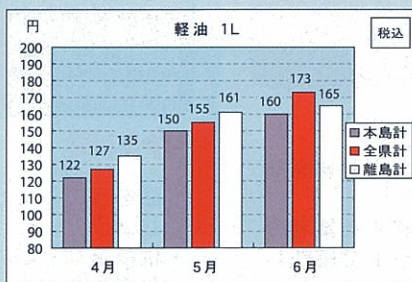
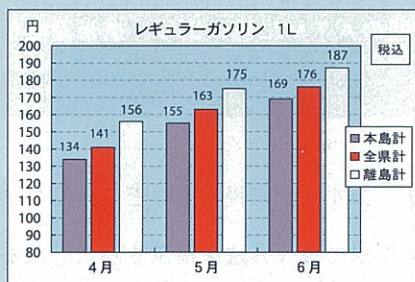
【石油製品価格】

平成20年4月～6月

◎この表は、全41市町村のガソリンスタンドを対象に調査したものの一部です。

◎値段には消費税を含みます。

◎毎月22日～24日の間に、県民生活課職員が電話による聴き取り調査を行います。



みんなで支えるより良い暮らし 消費生活で困ったときはまずご相談を!



県の相談窓口

沖縄県県民生活センター

098-863-9214

宮古分室

0980-72-0199

八重山分室

0980-82-1289

【相談時間】

午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:00

月曜日～金曜日(※土日・祝日・年末年始は休み)

